

令和7年度 手話に関する施策の実施状況

1 はじめに

(1) 神戸市における手話に関する施策

- ・本市では、手話への理解の促進及び手話の普及を目的として議員提案された「神戸市みんなの手話言語条例」を平成27年4月1日に施行。(政令指定都市初)
- ・本条例には、目的、基本理念とともに、市の責務や市民・事業者の役割、市が施策の推進方針を定めることなどが盛り込まれている。
- ・条例第9条にもとづき、令和7年度の本市における手話に関する施策の実施状況について、以下のとおり報告する。

(参考) 神戸市みんなの手話言語条例

<https://www.city.kobe.lg.jp/a97737/kenko/handicap/syakaikatdudou/shuwagengo.html>

(2) 手話に関する施策の推進に関する法律の施行

- ・手話に関する施策を総合的に推進することを目的として、令和7年6月25日に「手話に関する施策の推進に関する法律(手話施策推進法)」が施行。
- ・これにより、手話の習得及び使用する者の意思の尊重、必要かつ合理的配慮が適切に行われるために必要な環境の整備、手話文化の保存、継承および発展、並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための対応が求められることとなった。
- ・手話に関する理解と関心を深めるため、9月23日を「手話の日」として設定。

2 手話への理解の促進及び手話の普及のための施策

(1) 手話啓発講座の開催

- ・こども向け講座 (10団体・280名受講)
- ・大人向け講座 (5団体・88名受講) 合計15団体368人

(2) 手話講習会の開催

聴覚障害への理解を深め、手話による挨拶や簡単な会話を学ぶ手話講習会を実施。

- ・こども手話講座 (全10回) 9名受講 (こうべ市民福祉振興協会)
- ・夏休み福祉体験 (1回) 20名受講 (兵庫区社会福祉協議会)
- ・夏休みおやこ手話教室 (1回) 親子40組受講 (須磨区社会福祉協議会)

(3) 市職員への研修の実施

- ・新規採用職員研修 (224名受講)
- ・階層別研修(4級職員、係長昇任時、課長昇任時) (303名受講)
- ・消防学校初任科研修、救急課程研修 (65名受講)

(4) 「手話を学べる動画」配信(平成27年11月～)

- ・手話への理解の促進・普及を図るために兵庫県聴覚障害者情報センターと協力して制作した「手話を学べる動画」(挨拶の手話・手話単語・指文字・地域生活編・観光編・日常生活編・防災編の計40話)を本市ホームページ上で配信。
(累計約80万回視聴)

(5) 手話言語国際デーでのブルーライトアップ

- ・令和4年度から世界ろう連盟が、世界各地の全ての公共の場所やランドマーク、公式の建物等のブルーライトアップを呼びかけた。これに応じて、全日本ろうあ連盟が全国に呼びかけ、以降、毎年9月23日(手話の日)に各地で国際デーを記念する啓発イベントやブルーライトアップを実施。

ライトアップ場所

- ①市役所 1 号館、②錨山、③フラワーロード光のミュージアム、④しあわせの村、⑤兵庫運河入江橋、⑥ハーバーランドガス燈通り、⑦六甲アイランドリバーモール、⑧市章山（R7 から）

（6）その他の普及啓発

- ・手話通訳者要約筆記通訳者啓発ポスター「ことばが届く、喜び」の掲示・チラシ配布（コムスタこうべ、第 36 回こうべ福祉・健康フェアなど）
- ・広報こうべ 9 月号掲載。（手話の日紹介・手話を学べる動画二次元コード掲載など）
- ・「手話の日」展示による啓発。（さんちか地下通路・中央図書館）
- ・聴覚障害への理解啓発ポスターを作成し、神戸市営地下鉄・市バスに掲示。

デフリンピック関連

- ・東京 2025 デフリンピックキャラバンセレモニー開催。
- ・デフアスリート市長表敬訪問。

3 手話による情報保障およびコミュニケーションの支援

（1）手話通訳者等個人派遣

〔目的〕 公的機関・医療機関等での社会生活上必要不可欠な用務への支援や社会参加のための資格取得や技能を向上させるための講習受講に公費による個人派遣を実施。

〔要件〕 身体障害者手帳（聴覚）所持者

〔受付〕 平日 9 時～19 時 50 分、休日 9 時～16 時 50 分（令和 2 年 8 月～受付時間拡充）

〔実績〕（令和 7 年度：手話通訳利用者 実人数 303 名・要約筆記利用者 実人数 22 名）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
手話通訳派遣件数	4, 236	4, 429	4, 616	4, 475	4, 242
手話通訳登録数	130	130	138	137	133
要約筆記者派遣件数	178	250	267	275	253
要約筆記者登録数	49	42	45	43	43

〔遠隔手話通訳サービスの導入（令和 3 年 6 月～）〕

聴覚障害者が保健所等への相談や病院への受診の際、タブレットやスマートフォンの越しの手話通訳者を介し、直接対面する方との意思疎通を図る「遠隔手話通訳サービス」を導入。

（2）手話通訳者区役所窓口への配置（計 12 名）

各区役所・支所に手話通訳者を配置し、手話を必要とする来庁者の手話通訳を実施。（延べ 5, 959 件・延べ利用者数 4, 710 人）

（3）手話通訳者の本庁舎への配置（2 名）

本庁に来庁する聴覚障害者のための手話通訳や、定例市長会見や聴覚障害を有する職員の所属における会議等へ手話通訳者を派遣。（延べ 172 件）

（4）市長定例会見などの動画配信における手話通訳の実施

市長定例会見や臨時会見等の動画配信（生・録画）において、手話通訳を実施。

（5）市会本会議等中継における手話通訳の実施

市会本会議傍聴者への手話通訳や、インターネット配信を行っている市会本会議等の中継（生・録画）において手話通訳を実施。傍聴席の一面にヒアリンググループを設置。

4 手話通訳者等の確保及び養成のための施策

(1) 手話入門講座、手話基礎講座の開催

[対象] 手話でコミュニケーションを図りたい方、手話技術を習得したい方、手話通訳者を目指す方

- ・入門講座 168 名修了（全区合計）
- ・基礎講座 82 名修了（長田区・西区・市民福祉大学で開催）

(2) 手話通訳者養成講座の開催

[対象] 上記の手話入門講座・基礎講座を修了した方で、手話通訳者を目指す方等
（手話通訳者養成の促進と確保を図るため、令和2年度から受講料を無料化。）

- ・養成講座Ⅰ（昼・夜クラス 各全34回） 15名受講 15名修了
- ・養成講座Ⅱ（昼・夜クラス 各全28回） 15名受講 14名修了
- ・養成講座Ⅲ（昼クラス 全11回） 9名受講 9名修了

(3) 要約筆記者養成講座の開催

音声による話の内容をその場で要約しながら、文字にして伝える筆記通訳を行う要約筆記者養成のための講座を実施。手書きコース・パソコンコースを隔年で開催。

- ・令和7年度「手書きコース」（全29回） 19名受講 11名修了

5 学校における理解の促進

(1) 普及・啓発リーフレットの周知

リーフレット「神戸市みんなの手話言語条例 知ってますか?!」の周知。



(2) 難聴学級における取り組み

成人ろう者を講師に、手話と指文字だけでコミュニケーションを行う手話学習を実施。

(3) 手話に関する教職員研修

- ・難聴児との関わりの中で使える手話を学ぶため、校内研修の一環として、教職員を対象とした「手話研修」を全7回（1回あたり約1時間）実施。

6 神戸市みんなの手話言語懇談会の開催

(1) 懇談会の趣旨

条例第6条第3項に基づき、市の手話にかかる施策の推進方針の策定のため、ろう者や手話通訳者、その他関係者の意見を聴く場として設置。

(2) 懇談会委員

神戸市障害者施策推進協議会代表、ろう者代表、支援者代表、関係者代表の計9名

(3) 懇談会開催状況

令和7年11月10日

- 議題・令和7年9月市会（福祉環境委員会）における報告について
- ・各委員の所属団体の取り組み状況について